

第53号議案関係資料

負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 査

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(負担金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区	分	経過	調整方針(案)
1	企画	日本旅客船協会役員会負担金	×	×					×	×	×						A	合併時に、吉田町、桜島町、喜入町及び郡山町の地位を鹿児島市に引継ぐ。 (1番から18番)
2	企画	県旅客船協会負担金	×	×					×	×	×						A	
3	企画	船主会負担金	×	×					×	×	×						A	
4	企画	九州旅客船協会連合会負担金	×	×					×	×	×						A	
5	企画	日本旅客船協会基本会負担金	×	×					×	×	×						A	
6	企画	船員災害防止協会負担金	×	×					×	×	×						A	
7	企画	西部海難防止協会負担金	×	×					×	×	×						A	
8	企画	九州海事広報協会負担金	×	×					×	×	×						A	
9	企画	海難審判協会賛助会負担金	×	×					×	×	×						A	
10	企画	九州運輸振興センター負担金	×	×					×	×	×						A	
11	企画	JTB観光受入協議会負担金	×	×					×	×	×						A	
12	環境	国立公園協会負担金	×	×					×	×	×						A	
13	健康・教育	テレビ共同受信施設管理組合負担金	×			×					×						A	
14	経済	棚田等保全かごしま協議会負担金	×	×	×	×	×	×			×						A	
15	経済	地区酪農ヘルパー負担金	×	×	×						×						A	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 査 書

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(負担金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区	分	経	過	調整方針(案)	
16	経済	県林業構造改善協議会負担金	×					×	×	×	×									
17	建設	喜入港振興協力会負担金	×	×	×						×	×								
18	水道	日本工業用水協会負担金	×	×	×						×	×								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
 (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
 (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 査

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(補助金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	調整方針(案)
19	経済	土地改良区運営費補助金	×	×	×	×			A		現行どおりとする。 (19番から20番)
20	教育	教育振興会運営補助金	×			×	×		A		
21	市民	交通安全団体補助金							B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (21番から30番)
22	環境	衛生自治団体運営補助金							B		
23	健福	母子寡婦福祉会補助金							B		
24	健福	手をつなぐ育成会補助金							B		
25	健福	身体障害者福祉協会補助金							B		
26	経済	高齢者就業機会確保等事業補助金							B		
27	教育	体育協会補助金							B		
28	教育	PTA連合会運営費補助金							B		
29	教育	あいご会連合会(子ども会育成連絡協議会)補助金							B		
30	教育	郷土芸能団体補助金(踊り関係)							B		
31	健福	保護区保護司会補助金							B	当面現行どおりとし、合併する年度の翌々年度を目処に鹿児島市の制度に統合する	
32	経済	商工会補助金							B	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定する。 合併する年度は現行どおりとする。	
33	企画	女性団体連合会活動助成事業補助金			×	×	×	×	B	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 査

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(補助金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	調整方針(案)
34	市民	防犯広域団体補助金							B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
35	健福	遺族会補助金	×				×	×	B	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。 (35番から41番)	
36	健福	傷痍軍人会補助金	×		×		×	×	B		
37	教育	学校保健会補助金	×						B		
38	教育	スポーツ少年団育成補助金		×			×	×	B		
39	教育	レクリエーション協会育成補助金	×	×			×	×	B		
40	教育	校外生活指導連絡会補助金						×	B		
41	教育	私立幼稚園職員研修補助金		×	×		×	×	B		
42	教育	地区社会教育振興助成事業補助金		×	×		×	×	B		当面現行どおりとし、合併する年度から起算して3年度を経過した年度を目処に鹿児島市の制度を適用する。
43	消防	消防クラブ助成補助金	×	×	×		×	×	B		合併時に鹿児島市の事務事業を適用する。 (43番から44番)
44	教育	学校開放運営協議会補助金	×	×	×		×	×	B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の事務事業を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。 (45番から55番)
45	経済	有害鳥獣駆除協会補助金	×	×			×	×	B		
46	経済	桜島町みどりの推進協議会補助金	×	×		×	×	×	B		
47	経済	緑の少年団運営補助金	×	×	×		×	×	B		
48	経済	愛林会育成事業補助金	×	×	×		×	×	B		

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式1)

事務事業現況調査書

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(補助金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区	分	経過	調整方針(案)
49	経済	町特産品協会補助金	×					×		×		×					B	
50	教育	地域スポーツ奨励補助金	×									×		×			B	
51	教育	親切の町推進協議会補助金	×	×				×				×		×			B	
52	教育	幼稚園施設充実助成補助金	×	×				×				×		×			B	
53	教育	婦人会関係団体運営補助金	×	×													B	
54	教育	公民館総合補償保険補助金	×	×				×				×		×			B	
55	教育	青年団及び青少年団体等補助金	×														B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。